

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 29 年
7 月 4 日
(火曜日)

目 次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 指定施業要件の変更予定保安林 (森林整備課) 三
 - 保安林指定施業要件の変更 (森林整備課) 三
 - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正 (会計課) 四
 - 道路の区域の変更 (道路整備課) 四
 - 道路の供用の開始 (道路整備課) 四
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 五
 - 土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (河川課) 六
- 公告
 - 職業訓練指導員試験の実施 (労働政策課) 九
 - 山口都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一〇
 - 山口都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一〇
 - 山口都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一一
- 雑報
 - 平成二十八年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨 一一

山口県告示第二百五十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。



当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年七月四日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 旭酒造株式会社
住 所 岩国市周東町瀬越二一六七番地の四
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 旭酒造株式会社
所在地 岩国市周東町瀬越二一六七番地の四
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (kg/時)	工 事 着 手 年 月 日 定 定	工 事 完 成 年 月 日 定 定	使 用 開 始 年 月 日 定 定
一〇一〇	五六〇	平成二九年七月二五日	平成二九年八月四日	平成二九年八月一〇日
				断 続 間 隔 時 間 一 日 当 た 八 時 間 季 節 的 変 動 の 概 要 変 動 な し

備考 「一〇一〇」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第十号の飲料製造業の用に供する洗浄施設をいう。

山口県告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十九年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市徳地野谷字釣山後九一四の七

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

周南市大字鹿野上字モミノ木一三から一五まで、字上夏山一六、字夏山四一〇の一、四一三の二、字中原四二九、四三〇・字餅足谷四三三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四三三の五、四三三の一〇、四三三の一三、四三三の二〇、字五万堂五六四の一七から五六四の二〇まで、字柿木原八八二の二、八八三、八四の二、八八四の三、字中村一〇三五、一〇三六、字杭割一〇三七から一〇四四まで、一〇四四第一、一〇四五から一〇五〇まで、字中坂根四五三から四五六三まで、字坂根四六一四から四六一六まで、大字大潮字片山五五二から五五六まで、五七二の一から五七二の三まで、字葉ノ内五七八の一から五七八の五まで、五七八の六（次の図に示す部分に限る。）、字狼鹿野一五五六の一、大字須万字風呂原一八九四、字とんどん畑一八九五、字風呂ヶ原一八九八、五一七九、五一八〇の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

周南市大字鹿野上字五万堂五六四の二〇・大字大潮字片山五五三・五五四・五五六・五七二の二・字葉ノ内五七八の一・五七八の五・五七八の六（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十九年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

保安林の指定をする件（平成七年農林水産省告示第四十四号（一）に係るものに限る。）及び保安林の指定をする件（平成八年農林水産省告示第四百四十九号（一）に係るものに限る。）に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祿

市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。()

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美祢市美東町絵堂字黒猪六四〇、字三本松六四一、字鳥屋場六九九、字大滝一七〇
六、美東町赤字本谷一九二四の二三、一九二四の四四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美祢市美東町大田字西崩五五〇の一六から五五〇の二二まで、五五〇の二四から五五〇の三三まで、字崩五五五の一、五五五の二、一四三二、一四三三、一四三六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢

市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。()

山口県告示第百五十七号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中

山口交通安全協会
会長 山根幹夫

を

山口交通安全協会
会長 田坂健次

に改める。

山口県告示第百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年七月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道

路線名 一九一号

道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
下関市豊北町大字神田上字柴葉岡四二〇五の一地先から 同市豊北町大字神田上 同字四一九 一の一地先まで	最狭 二四・六	最狭 一四・八	一六・二	一六・二	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
路線名 徳山光線

道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
周南市大字中須南字岸高二〇九の 一地从先から 同市同大字 一地先まで	字大沢二八一六の	新	最狭 八一九・〇〇	三七七・二	道路改良工事の 完了による。
		旧	最狭 四二・七・五	五〇〇・六	
		敷地 最狭 八一九・〇〇			

道路の種類 県道
路線名 下関長門線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
下関市菊川町大字西中山字戸谷一三 四の地从先		新	最狭 三三・四	一八・六	道路改良工事の 完了による。
		旧	最狭 三二・四	一八・六	
		敷地 最狭 三三・四			

道路の種類 県道
路線名 三瀬川下松線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
周南市大字中須南字岡田二八四二の 三地从先 及周南市大字中須南字岡田二八四二の 三地从先から 同市同大字 一地先まで	字大沢二八一六の	新	最狭 八一九・〇〇	三七九・八	県道徳山光線の 道路の区域 (重用)
		旧	最狭 二一七・五	四二一・九	
		敷地 最狭 八一九・〇〇			
周南市大字中須南字岸高二〇九の 一地从先から 同市同大字 一地先まで	字岸高二〇九の	新	最狭 六一四・〇一	六七・四	道路改良工事の 完了による。
		旧	最狭 二一七・五	四二一・九	
		敷地 最狭 六一四・〇一			

道路の種類

県道

路線名 高佐下阿武線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
阿武郡阿武町大字奈古字新田一五六 一の地从先から 同郡同町同大字 同字一五二四 の四地从先まで	同字一五二四	新	最狭 三一〇・〇二	一二六・〇	
		旧	最狭 三二四・〇〇	一二六・〇	
		敷地 最狭 三一〇・〇二			

山口県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年七月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区域間	供用開始の期日
一般国道 一九一号	下関市豊北町大字神田上字柴葉岡四二〇五の地从先から 同市豊北町同大字 同字四一九二の地从先まで	平成二十九年七月五日

路線名	供用開始の区域間	供用開始の期日
県道 徳山光線	周南市大字中須南字岸高二〇九の地从先から 同市同大字 字大沢二八一六の地从先まで	平成二十九年七月五日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
下関長門線	下関市菊川町大字西中山字戸谷一三四の一地区	平成二十九年七月五日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
三瀬川下松道	周南市大字中須南字岡田二八四二の三地先	平成二十九年七月五日

山口県告示第二百六十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十九年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
三見浦地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を県道萩三隅線東側境界線に沿って結んだ線、標柱六号と七号を結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
萩 市	三 見	片 田	三三五六の一 一九〇二の一 一八九八の一 三三八五 三三八二の五 三三五五の一〇 三三五六の五	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号

山口県告示第二百六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、由宇川水系由宇川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 由宇川水系由宇川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）
 - (一) 履行場所 岩国市内
 - (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十九年七月三日までに山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県岩国土木建築事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十九年七月四日から同月二十六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十九年八月八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県岩国土木建築事務所(電話〇八二七―二九一―一五四〇)にすること。

山口県告示第二百六十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、富田川水系富田川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 富田川水系富田川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)

(一) 履行場所 周南市内

(二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十九年七月三日までに山口県知事はその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

(四) 山口県周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八
申請書等の提出期間及び時間

平成二十九年七月四日から同月二十六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
平成二十九年八月八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県周南土木建築事務所（電話〇八三四一三三一
六四七一）にすること。

山口県告示第二百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定によ
り、佐波川水系島地川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契
約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以
下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の
申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 佐波川水系島地川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）

(一) 履行場所 山口市及び周南市内

(二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸 水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で
構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
こと。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の(一)の規定

により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサ
ルト業務のA等級であること。
2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であ
ること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十九年七月三日までに
山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサ
ルト業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共
同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」とい
う。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に
よるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県防府土木建築事務所 防府市駅南町一三番四〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十九年七月四日から同月二十六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
平成二十九年八月八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県防府土木建築事務所（電話〇八三五一一二一
三四八五）にすること。

山口県告示第二百六十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定によ

り、厚東川水系厚東川、中川及び大田川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年七月四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 厚東川水系厚東川、中川及び大田川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）
- (一) 履行場所 宇部市及び美祢市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十九年七月三日までに山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」とい

う。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県宇部土木建築事務所 宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十九年七月四日から同月二十六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十九年八月八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部土木建築事務所（電話〇八三六一二一七二二五）にすること。



(二九八) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成二十九年七月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験を行う免許職種及び試験の方法

(一) 免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一に掲げる免許職種

(二) 試験科目

学科試験のうちの指導方法

二 試験の日時

平成二十九年九月七日(木曜日) 午前十時から午前十一時三十分まで

三 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。

(一) 法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者

(二) 受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者

五 受験申請書の受付期間

平成二十九年七月二十五日(火曜日) から同年八月八日(火曜日) まで(郵送の場合、八月八日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験申請書の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県商工労働部労働政策課

七 提出書類

(一) 受験申請書及び履歴書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。)

(三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面

八 受験手数料

三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十九年九月十四日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」

と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班(電話〇八三一九三三三三四)にすること。

(一九九) 山口都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二〇〇) 山口都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二〇一) 山口都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画防火地域及び準防火地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



平成二十八年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二條第三項の規定により、平成二十八年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨を次のとおり公告します。

平成二十九年七月四日

山口県市町村職員共済組合理事長 山田 健 一

損益計算書の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等年金	経過的長期	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
掛金・任意継続掛金	5,387,107	13,077,875	714,686	170,204		172,741	213,140			
施設収入・商品売上			714,683				208,494	226,413		

平成二十九年七月四日印刷

発行人所

山口県知事

負債・純資産合計	産 損 金	
	純 資 産 合 計	欠 損 金
2,337,769	1,539,679	
1,309,214		
91,699		
1,158		
1,324,951		
374,343	225,405	
919,018	767,201	
666,682	627,360	163,185
35,158,891	3,085,820	
1,630,706	264,906	